



第4号様式

流教総第427号
令和5年2月27日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年2月16日付け、流監第122号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和5年2月16日・流監第122号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
教育総務部教育総務課	意見	請書の受領に際し、仕様書が未添付であるなどの事案があった。仕様書の添付を求めるよう課内周知されたい。	各小中学校から提出される請書等を受領する際には、仕様書添付の有無等についての確認を徹底し適正な事務執行に努めます。また、全小中学校に対し、請書及び仕様書の作成方法を通知するとともに、適正な事務の執行について周知徹底を図りました。
教育総務部教育総務課	意見	伝票処理の誤りにより本来支出すべき事業とは異なる事業で支出しているものがあった。予算の執行過程における事務処理の誤りに対し、事業別予算の考え方に基づく適正な予算の執行ができるよう厳正なチェック体制を構築されたい。	日々の伝票処理の確認に加え、歳入歳出状況確認表の作成・点検による事務処理チェック体制を構築しました。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。